

豊浦町 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

概要版

■ 計画策定の趣旨

我が国では、世界的にも例を見ないスピードで人口減少と高齢化が進んでいます。本町においても、人口については、昭和35年（1960年）の時点では10,439人と1万人を超えていましたが、平成29年（2017年）では4,107人となっており、高齢化率についても、昭和35年（1960年）の時点では5.2%でしたが、平成29年（2017年）では35.3%となっており、人口減少・高齢化が進んでいる状況にあります。

こうした背景のもとに本町では、これまでの介護保険事業の状況や地域特性を考慮し、今後の超高齢社会の諸問題に対応するため、平成30年（2018年）度から2020年の3年間を計画期間とする「豊浦町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

図表 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のポイント

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のポイント	
第7期 (平成30年(2018年)~2020年)	○地域包括ケアシステムの深化・推進 (保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進) ○介護保険制度の持続可能性の確保 (利用者負担の見直し、介護納付金への総報酬割の導入、福祉用具貸与における上限額の設定)

■ 計画期間

日本において一番人口の多い団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を深化・推進していくことが重要となります。

そこで、第7期計画の期間を平成30年（2018年）度から2020年度までの3年間と定め、高齢者福祉事業のなお一層の充実に取り組んでいきます。

図表 計画期間及び地域包括ケアシステムの中長期的な推進イメージ

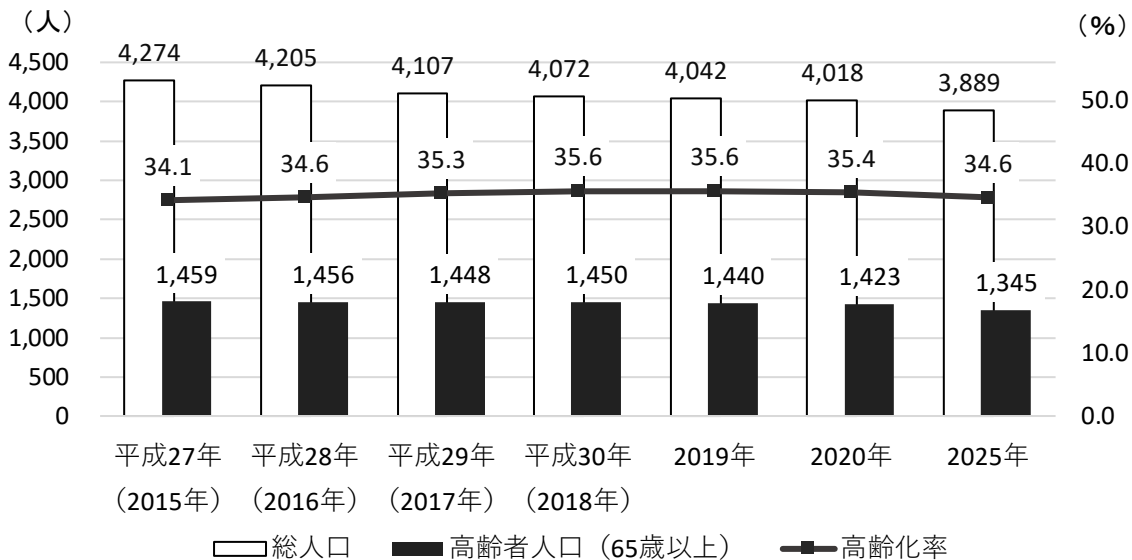
第6期計画 平成27年(2015年) ~平成29年(2017年)	第7期計画 平成30年(2018年) ~2020年	第8期計画 2021年~2023年	第9期計画 2024年~2026年
--	---------------------------------	----------------------	----------------------

2025年を見据えた事業計画

■ 人口推計結果

将来人口を推計した結果、本町では総人口、高齢者数ともに減少する傾向にあります。計画期間の最終年である2020年に人口は4,018人となり、高齢者数は1,423人となる見通しです。

図表 総人口の見込み



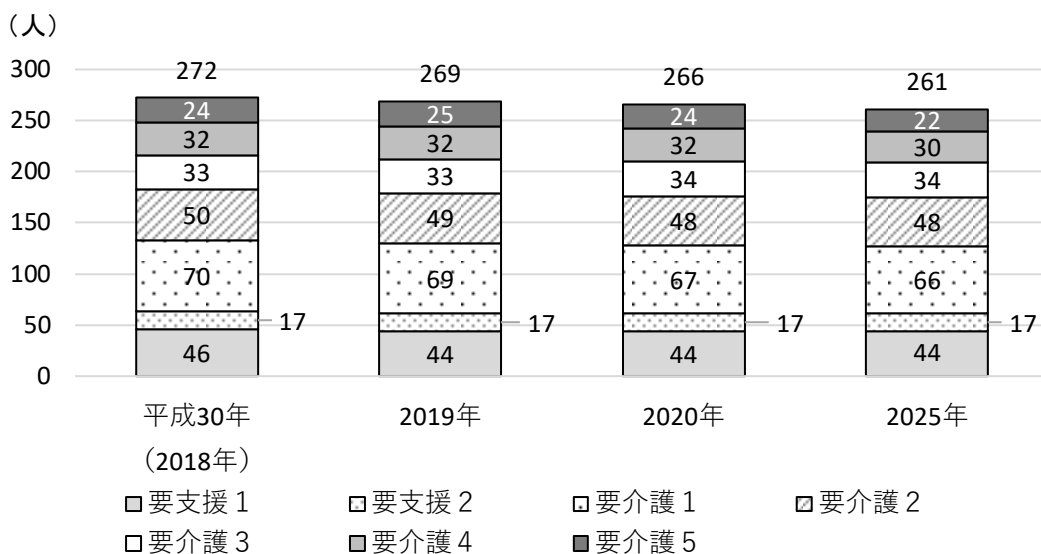
[出典] 住民基本台帳から推計 (各年10月1日)

■ 要介護認定者数の将来推計

本町における認定者数は、少しずつ減少する見込みです。計画期間の最終年である2020年には266人程度になると見込まれています。

その後、2025年にはさらに減少し261人程度になることが予測されます。

図表 要介護・要支援認定者数の推計 (第2号被保険者を含む)



[出典] 地域包括ケア「見える化」システム 将来推計機能

■ 施策の体系

<基本理念>

誰もが住みやすいまちの実現

豊浦町の高齢者保健福祉施策は、第6次豊浦町総合計画を踏まえ「誰もが住みやすいまちの実現」を基本理念として、高齢者の方々が持つ知恵や経験を発揮でき、身近な仕事に従事するほか、サークル活動や文化・スポーツとふれあい、若者や子どもたちと交流できる仕組みを推進していきます。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりをすすめるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される地域包括ケアシステムを構築・推進していきます。

<基本目標>

誰もが安心して暮らし続けるための 医療・保健・福祉サービスの充実

施策の基本方針

基本方針 1

予防を重視した健康づくりの推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者の社会参加の促進
(介護予防・生きがい活動への支援)

基本方針 2

高齢化社会に対応した介護・福祉サービス

- 1 介護サービスの充実
- 2 公正・公平な運営の確保
- 3 関係団体・機関等との連携
- 4 低所得者の利用者負担の軽減

基本方針 3

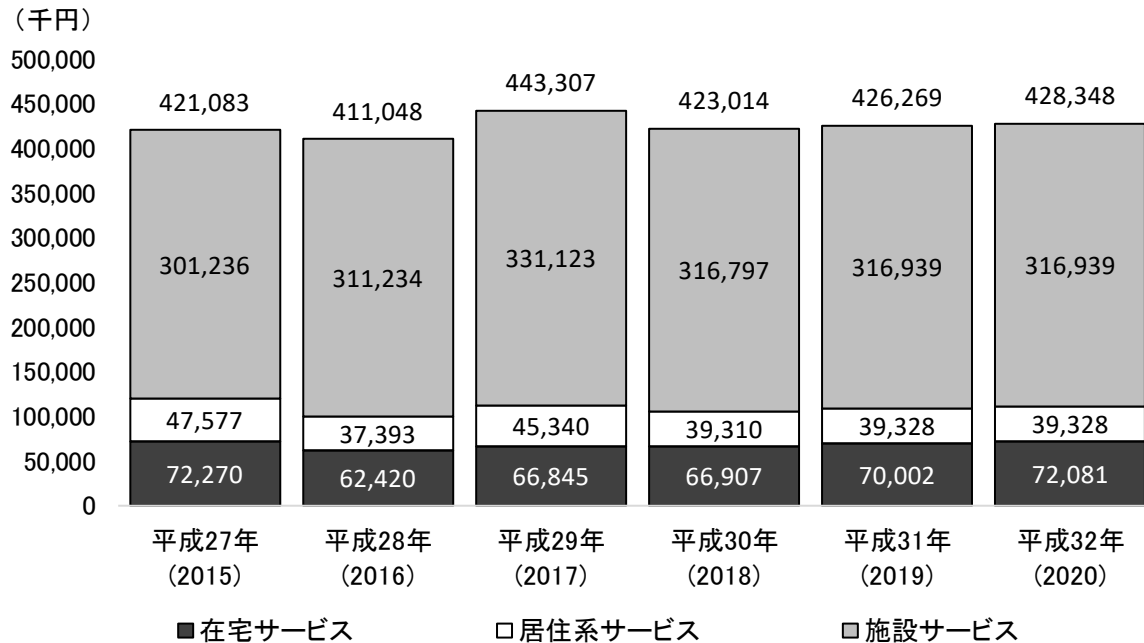
地域包括ケアシステムの構築・推進

- 1 生活支援・見守り支援
- 2 在宅医療と介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 高齢者の多様な住まい方への支援
- 5 地域包括支援センターの機能強化
- 6 高齢者の権利擁護
- 7 地域支援事業の任意事業・その他の事業

■ 総給付費の推計

総給付費を推計すると、以下のとおりで、平成30年（2018年）度から2020年度の計画期間中の給付費は4.2億円程度となる見込みです。

図表 サービス別給付費の推計



[出典]見える化システム 将来推計機能

■ 第1号被保険者介護保険料について

第7期計画期間の介護保険料は、月額6,690円です（第6期は6,184円）。

平成30年（2018年）度から2020年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の介護保険料は、次のように算出します。

図表 介護保険料の算定

平成30年度から2020年度までの保険料収納必要額 296,627,066円
÷
予定保険料収納率（平成30年度から2020年度までの平均予定収納率） 99.0%
÷
補正第1号被保険者数 3,732人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。
=
年額 80,280円（基準額） ※ 80,280円÷12ヶ月＝6,690円（1ヶ月当たり保険料）